運送事業者に対する行政処分（令和8年9月分）　　（自動車運送事業安全監理室）

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点　数	営業所 点数
一般乗用	令和8年9月16日	福岡交通株式会社（法人番号4230001009402）　代表者島﨑充史	富山県高岡市福岡町福岡新１５２番地	本社営業所	富山県高岡市福岡町福岡新１５２	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年6月24日、監査方針に基づき監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第37条第1項）(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。）による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）(3)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。